

居住支援—生活の場におけるサービスです

種 類	サ ー ビ ス 名	内 容
介護給付	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練等給付	共同生活援助 (グループホーム)	日常生活上の援助等を行うとともに利用者のニーズに応じて食事等の介護を行います。

補装具費支給事業

事 業 名	対 象	内 容	料 金 等
補装具費支給事業	身体障害者手帳をお持ちの方 難病患者等の方	身体機能の障がいや補装具(日常生活を容易にするための器具)の購入・修理に要する費用を支給します。	原則、費用の1割負担 (所得制限あり)

※介護保険対象者は、介護保険が優先されます。

地域生活支援事業

事 業 名	対 象	内 容	料 金 等
相談支援事業	障がいのある方 (難病患者等を含む)	相談支援事業者において福祉に関する各般の問題等につき相談に応じます。	無 料
意思疎通支援事業		手話通訳者・要約筆記者を派遣します。	
移動支援事業		移動が困難な障がい者に対し、外出のための支援を行います。	費用の1割負担 (生活保護受給世帯、市民税 非課税世帯については無料)
日中一時支援事業		障がいのある方の日中における活動の場のための支援を行います。	
地域活動支援センター事業		在宅の障がいのある方に対し通所の場を設け、機能回復訓練、創作的活動等の各種サービスを提供することにより、自立生活を援助します。	
日常生活用具給付事業(※)	障がいのある方の障がいに応じての給付(難病患者等を含む)	ストマ用装具・特殊寝台等の購入費用、住宅改修費等を補助します。	
訪問入浴サービス事業(※)	重度の下肢・体幹障がいの方で、寝たきりの状態にある方(難病患者等を含む)	移動入浴車を自宅に派遣します。	
自動車改造費・自動車運転免許取得費の補助事業	身体障がい者が就労・通院・通学等のために自動車を必要とする場合	障がいのある方がご自身で運転するための自動車の改造に要する経費、運転免許取得に要する経費を補助します。	限度額10万円 (所得制限あり)

※介護保険対象者は、介護保険制度が優先されます。

障がい児通所支援事業

サ ー ビ ス 名	対 象	内 容
児童発達支援	就学前の障がい児	就学前の障がい児が、保護者とともに、または児童のみで通い、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの療育事業を行います。
放課後等デイサービス	就学している障がい児	就学している障がい児が、授業終了後または休業日に通い、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進などの療育事業を行います。

● 障がいのある方に対して、次のような制度があります。

障がい者手当

名 称	対 象	内 容	手 当 月 額
特別障害者手当等	重度障がい者(身体・知的)で、 常時特別な介護が必要な方	特別障害者手当 障害児福祉手当 経過福祉手当 (2・5・8・11月に支給)	14,480円～33,470円
在宅重度障害者手当	身体障がい1・2級、療育手帳A、 身体障がい3級で療育手帳B の重複障がいの方	在宅の重度障がいの方に支給 (国手当の受給者を除く) (4・8・12月に支給)	6,750円～15,500円
心身障害者手当	身体障がい1～4級、 療育手帳A・B、精神障がい1～ 3級	在宅の障がいの方に支給 (3・9月に支給)	身体障がい1～3級、療育手帳A・B、精神障 がい1～2級 2,000円 身体障がい4級、精神障がい3級 1,000円

※特別障害者手当等および在宅重度障害者手当については、所得制限があります。

福祉タクシー料金助成事業・有料道路割引制度

事 業 名	対 象	内 容
福祉タクシー料金 助成事業	身体障害者手帳1～3級、療育手帳A・B判定、精神 障害者保健福祉手帳1・2級、戦傷病者手帳特別項 症～第5項症、被爆者健康手帳をお持ちの方	タクシーを利用する場合、利用1回につき500円以内を助 成します。(年24枚)
有料道路割引制度	身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方	障がいのある方が自ら自動車を運転する場合または第1 種障がい者が乗車し、介護者が運転する場合に通行料金が割引されます。 福祉課で、事前に申請が必要です。

● 総合的に障がい者の地域での自立した生活を支援するため、次のような事業を実施しています。

障がい福祉サービス

日中活動—昼間の活動を支援するサービスです

種 類	サ ー ビ ス 名	内 容
介 護 給 付	居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者、または重度の知的障がい、もしくは精神障がいにより行動上、 著しい困難を有する障がい者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排 せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、 障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護・援助を行 います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な 支援、外出支援を行います。
	短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食 事の介護等を行います。
	重度障がい者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護 および日常生活の世話をを行います。
訓 練 等 給 付	生活介護	常に介護を必要とする人に、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動 または生産活動の機会を提供します。
	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力 の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向 上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援(雇用型・非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向 上のために必要な訓練を行います。

事業により対象となる方が異なりま
すので、ご確認ください。

- ① 65歳以上のひとり暮らしの方
- ② 世帯員が全て65歳以上で構成さ
れている世帯の方
- ③ 世帯員が65歳以上と身体障害者
手帳1級もしくは2級の方で構
成されている世帯の方
- ④ 身体障害者手帳1級もしくは2
級の方で構成されている世帯の
方
- ⑤ 65歳以上の方で同居する方の就
労等で日中をひとりで生活する
方

救急情報キット配布事業

救急時の迅速な対応のために、「救急
あんしん君」とマグネットを無料で配布
しています。

「緊急連絡先」や「かかりつけ医」な
どを記入した救急情報登録連絡書を容
器【救急あんしん君】に入れ、冷蔵庫に
保管していただきます。

対象 ①～③いずれかに該当する方



▲救急あんしん君

高齢者配食サービス事業

加齢、心身の障害、傷病等により食事

の用意をすることが不自由なひとり暮
らしの高齢者等にお弁当(昼)の配食を
行っています。

対象 ①②③⑤いずれかに該当する方
配達日 祝日を除く、毎週月曜日から
土曜日までの6日間のうち、心身の
状況等により適当と認められる食数
を配達します。

利用料 所得状況によりお弁当代の一
部を負担していただきます。

区分	対象要件	利用料
1	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給者または支援給付受給者であること。 ・老齢福祉年金を現に受給している者であって、世帯全員が市民税非課税であること。 ・前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者であって、世帯全員が市民税非課税であること。 	1食につき 300円
2	区分1のいずれにも該当しないこと。	1食につき 400円

緊急通報システム事業

家庭内で急病などになったとき、胸に
かけたペンダントを押すだけで、緊急通
報センターに通報できます。

対象 ①～④いずれかに該当する方
設置および利用料 所得税課税年税額
に基づき費用を負担。ただし、生計中心
者が前年所得税非課税の場合は、無料。

※緊急時、通報センターからの依頼に
より、利用者宅へ15～20分程度で駆
けつけられる協力員の方の氏名・住所・
連絡先が3人分(うち1人は、民生委
員)が必要です。

ひとり暮らし老人登録

65歳以上のひとり暮らしをされてい
る方に、市へのひとり暮らし老人登録を
お勧めしています。

登録をすると、病気などの緊急時に、
本人に代わり緊急連絡先に登録してあ
る方へ連絡をします。また、各民生委員
が日ごろから訪問等を通じて安否確認
を行うこともあります。

寝具洗濯乾燥サービス事業

寝具の洗濯・乾燥サービスを行って
います。

対象 市民税非課税世帯で、市内に居住し
在宅で生活している次のいずれかに該
当する方

- ・65歳以上のひとり暮らしの方
- ・世帯員が全て65歳以上で構成されて
いる世帯で介護保険で要介護1～5
と認定された方

利用料 無料

※申請方法・実施時期については、「市
政のひろば」7月号でお知らせします。

家族介護用品支給事業

紙おむつ、尿取りパッドなどの介護用
品を支給します。

対象 次のすべてに該当する方

- ・要介護者および介護者が市民税非課
税世帯の方
- ・介護保険で要介護4または5と認定
された方を、在宅で介護されている
家族の方

支給限度額 年間7万5000円分ま
で

※申請方法・実施時期については、「市
政のひろば」6月号および12月号で
お知らせします。

家族介護継続慰労金支給事業

要介護認定が4または5の在宅高齢
者を介護している家族に対し慰労金を
支給します。

対象 要介護認定が4または5の認定
を受けている市民税非課税世帯の在
宅高齢者であって、過去1年間介護
保険サービス(年間1週間程度のショ
ートステイの利用を除く)を受けなかつ
た者を現に介護している家族の方

支給額 10万円

外国人高齢者福祉手当

日本国籍を有しない大正15年4月1
日(1926年)以前に出生した方で、
公的年金等の受給をされていない方が
対象となります。

ただし、養護老人ホーム等の施設に入所されている方や生活保護法により保護を受けている方等は対象となりません。

支給要件

- 昭和57年1月1日以前から引き続き、旧の外国人登録法に基づき登録をされ、平成24年7月9日以降引き続き、住民基本台帳に記録されている
- 本市に引き続き1年以上居住している

支給額 1カ月 5000円

社会福祉法人等による利用者負担額の軽減制度事業

社会福祉法人等による介護（介護予防サービス利用者負担額の4分の1）（老齢福祉年金受給者は2分の1）を軽減します。

対象 市民税非課税世帯で次の全てに該当する方

- 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下
- 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下
- 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がない
- 負担能力のある親族等に扶養されていない
- 介護保険料を滞納していない

対象サービス

- 訪問介護 介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）
 - 通所介護 介護予防通所介護（デイサービス）
 - 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）
 - 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ※ただし、軽減する旨を申し出た社会福祉法人等によるサービスに限りません。

介護支援ボランティア

高齢者の皆さんに、ボランティア活動を通して、ご自身の健康増進や介護予防に繋げていただくことを目的としています。

対象

市内在住の65歳以上の方（津島市介護保険第1号被保険者）

介護支援ボランティア制度の流れ

- ボランティア登録**
社会福祉協議会でボランティア登録をし、「ボランティア手帳」を受け取ります。
- ボランティア活動**
指定された施設や団体などでボランティア活動をします。
- 手帳にスタンプをもらう**
ボランティア活動終了後、活動先で手帳にスタンプを押してもらいます。

（30分程度の活動で1スタンプ、1日4スタンプが上限）

4 集めたスタンプを評価ポイントに交換
スタンプを押した手帳を市社会福祉協議会に提示し、評価ポイントに交換します。

5 評価ポイントの活用
評価ポイントを活用し、1ポイント1円相当で還元します（上限は年間5000円）。

スタンプ数	交換ポイント
10～19	500
20～29	1,000
30～39	1,500
40～49	2,000
50～59	2,500
60～69	3,000
70～79	3,500
80～89	4,000
90～99	4,500
100～	5,000

※評価ポイント還元時に介護保険料の未納・滞納がない方が対象となります。なお現金ではなく寄付または地域振興券での還元となります。

地域包括支援センター

地域包括支援センターでは、専門職が関係機関と連携を図り、介護予防マネジメントや高齢者や家族に対する総合相談、高齢者虐待、権利擁護事業など、様々なサービスを利用できるよう、高齢者の皆さんへの支援を行います。必要に応じて訪問による相談も実施します。

○北地域包括支援センター
（高齢者相談センター「さくら」）
古川町2-56（グループホームふるかわ隣り） ☎224771

○中地域包括支援センター（高齢者相談センター「おあしす」）
南新開町1-98（老人保健施設「六寿苑」隣り）
☎233463

○南地域包括支援センター（高齢者相談センター「いきいき」）
唐臼町半池72-6（特別養護老人ホーム「恵寿荘内」） ☎323066

介護予防のすすめ！ （基本チェックリスト判定）

高齢者に起こりやすい栄養の偏りや足腰の衰えなど、危険な老化のサインを早期発見し、介護が必要にならないよう予防することを介護予防と言います。市では、満70歳以上の方で、介護認定を受けていない方に、「基本チェックリスト」と呼ばれる25項目の質問に「はい、いいえ」などで答えていただき、生活機能の低下があるかどうかの判定を実施いたします。その結果に基づき必要な方へは、あなたに合った介護予防事業の教室をご案内します。
「基本チェックリスト」は、5月に郵送させていただきます。

母子家庭等自立支援事業

母子家庭等自立支援給付金制度

母子家庭の母親または父子家庭の父親の方が就職に役立つ技能や資格の取得のため各種講座を受講したり、各種学校などの養成機関で修業する場合に母子家庭等自立支援給付金を支給します。なお、事前相談が必要となります。

自立支援教育訓練給付金

指定の職業能力開発講座を受講後に支給します。

支給額 講座受講料の2割相当(上限は10万円)。

高等職業訓練促進給付金等

就職に有利な資格取得(看護師、介護福祉士、保育士等)のために2年以上養成機関で修業する方に支給します。

○高等職業訓練促進給付金

支給期間 修業期間の全期間(上限2年、3年課程の場合は3年目を貸付金により支援)

支給月額

- ・10万円(市民税非課税世帯)
- ・7万5000円(市民税課税世帯)

○修了支援給付金

- ・5万円(市民税非課税世帯)
- ・2万5000円(市民税課税世帯)

母子家庭等日常生活支援事業

次の場合に、家庭生活支援員を派遣して家事援助等を行います。

- ・母子家庭、父子家庭、寡婦の方が修学などの自立促進に必要な理由や疾病などにより一時的に生活援助のサービスマが必要の場合
- ・母子家庭、父子家庭となつて間がないなど生活環境の激変により日常生活を営むのに支障がある場合
- ・なお、一定額以上の所得がある方には一部利用者負担があります。(1時間あたり3000円)

母子父子寡婦福祉資金

母子家庭、父子家庭、寡婦の方の生活の安定と児童の福祉増進のため、暮らしに必要な資金の貸付を行っています。

対象

- ・20歳未満の児童を扶養している配偶者のいない方、またはその方に扶養されている児童および父母のいない20歳未満の児童
- ・子が20歳以上になつたり、子がいないため母子福祉資金の貸付を受けることができない配偶者のいない女子、またはその女子が扶養している子

内容

- ・事業開始資金：事業を開始するのに必要な設備、材料、商品などの購入資金
- ・事業継続資金：現在営んでいる事業を継続するための運転資金や拡張資金
- ・技能習得資金：就職、事業開始のために必要な知識、技能を習得するた

めに必要な授業料、材料費、交通費などの資金

- ・就職支度資金：就職するために必要な被服、身の回り品などの購入資金
- ・住宅資金：現在住んでいる住宅の増改築、補修、または自ら居住する住宅の建設、購入するために必要な資金
- ・転宅資金：住居の移転に伴う敷金、権利金などの一時金に充てる資金
- ・医療介護資金：医療および介護を受ける際に自己負担金などに充てる資金

- ・生活資金：技能習得期間中や失業している期間中、または医療介護資金の貸付期間中、および母子家庭になつて7年未満世帯の生活資金
- ・結婚資金：扶養する児童または20歳以上の子が結婚するのに必要な資金
- ・修学資金：高等学校、大学または専修学校修学中の学資などに必要な資金

- ・就学支度資金：小学校、中学校、高等学校、大学、専修学校、修業施設への入学および入所する際の入学資金
- ・修業資金：事業開始、就職のために必要な知識、技能を習得するために必要な授業料、材料費、交通費などの資金(修業施設在學生)

なお、第6回の申請は就学支度資金のみの貸付ですのでご注意ください。
※平成27年度の福祉資金貸付申請書の提出時期は下表のとおりです。

区分	申請書提出期限	貸付金決定時期	貸付金支払日
第1回	平成27年5月7日(木)	平成27年6月下旬	平成27年7月1日(木)
第2回	平成27年6月25日(木)	平成27年8月下旬	平成27年9月1日(火)
第3回	平成27年9月10日(木)	平成27年11月下旬	平成27年12月1日(火)
第4回	平成27年11月5日(木)	平成28年1月上旬	平成28年1月18日(月)
第5回	平成27年12月3日(木)	平成28年2月上旬	平成28年2月17日(木)
第6回	平成27年12月24日(木)	平成28年3月上旬	平成28年3月17日(木)
第7回	平成28年2月18日(木)	平成28年4月下旬	平成28年5月上旬

一時的保育事業と子育て支援短期利用事業

児童の養育が一時的に困難となった場合に、保育所や施設で養育する事業を実施しています。

一時的保育事業

就労形態の多様化に伴う一時的な保育や保護者の疾病などの理由によって緊急・一時的に保育します。また保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担を解消するために保育を必要とする満0歳

以上(午後43日以降)で就学前の児童を一時的に保育します。

実施施設 共存園保育所・新開保育園・東愛宕保育園・神島田保育園・蛭間保育園

育園

利用期間 1カ月に14日以内

保育時間 午前8時30分～午後4時30分(ただし、土曜日は、午前8時30分～午後0時30分)

蛭間保育園は平日午前8時～午後4時

手数料 1日2000円

※「しま子育て応援券」使用可。

子育て支援短期利用事業

保護者が疾病などの理由で児童を一時的に養育できなくなった場合に、その児童を短期間施設などで保護します。

実施施設 あいさんテラス(津島市)、衆善会乳児院(名古屋市)、溢愛館(犬山市)

山市)

利用期間 7日以内

手数料 1日6300円以内

休日保育事業

保護者が就労のため、家庭で保育ができないときに保育所で保育する事業です。

休日保育事業

津島市在住で市内保育園に入所している児童の保護者が、日曜・祝日に就労のため、日中、家庭で保育ができないときにお子さんを保育します。

実施施設 東愛宕保育園

保育時間 午前8時30分～午後4時30分(ただし12月29日～1月3日は除く)

利用料 1日2500円

※「しま子育て応援券」使用可。

病児・病後児保育事業

児童が病気の安定期、回復期にあり保護者がやむをえない理由で家庭で保育ができないときにお子さんをお預かりします。

実施施設 神島田保育園病児・病後児保育室

保育室

利用日 月～金曜日(休園日は除く)

連続して5日間以内

利用時間 午前8時30分～午後4時30分

分

対象 市内在住の生後6カ月から小学3年生までの児童

利用料 1日2000円

※ご利用には事前登録と診療情報提供書が必要になります。

※「しま子育て応援券」使用可。

津島市子ども・子育て支援事業計画の閲覧

子ども・子育て支援法に基づき、すべての子育て家庭を対象として市が今後進めていく子ども・子育て支援のための施策を定めた子ども・子育て支援事業計画を策定しました。

閲覧場所 児童課・総合保健福祉センター

タ：神守支所・神島田連絡所および

市ホームページ

ファミリー・サポート・センター事業

子育ての手助けをしてほしい方(依頼会員)と、子育ての手伝いができる方(提供会員)がお互いに助け合いながら活動する子育て支援の会員組織です。

対象

○依頼会員

- ・市内在住・在勤・在学で、0歳児(概ね生後2カ月以降)から小学校6年生までのお子さんを養育している方
- ・妊娠8カ月～産後2カ月(多胎児は生後12カ月)までの方(家事支援)

○提供会員 市内在住で、20歳以上の健康で子育てに関心をお持ちの方(資格、経歴、性別は問いません)

援助内容

- ・保育園、幼稚園、小学校、放課後クラブ、習い事などへお子さんの送迎
- ・保育園などの始業時間前、または終業時間後のお子さんの預かり
- ・病気または、病気の回復期であり、保護者の勤務の都合により家庭で育児を行うことが困難なときの預かり
- ・通院、看護、冠婚葬祭、地域活動、授業参観など子どもを連れて行くことができないときの預かり

※預かりは、提供会員の自宅で行います。
 ・産前産後の家事・育児等の援助(依頼会員宅で行います)

報酬の基準

依頼会員は、援助活動終了時に提供

会員に直接報酬を支払います。

子ども1人につき1時間あたりの報酬基準金額は左表のとおりです。

※依頼会員が食事、おやつなどの提供を依頼した場合は、提供会員に実費を支払います。

実施主体：れんこん村のわくわくネット

ワーク

※「しま子育て応援券」使用可。

問合せ 児童課児童・保育G

内線2221～2224

時間	曜日		
	月～金曜日	土曜日・日曜日 祝日・年末年始 (12/29～1/3)	
げんきっこサポート (健康児)	午前7時～午後8時	700円	800円
	午後8時～午前1時	1,200円	
たすかるサポート (病児・病後児)	午前9時～午後5時	1,200円	
産前産後の家事支援	午前9時～午後6時	700円	800円